

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和3年9月17日（金） 午後1時04分～午後1時30分 午後1時34分～午後2時01分 午後2時06分～午後2時24分 午後2時31分～午後2時54分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎橋口 幸生 ○桜田慎太郎 北村 和之 日下みや子 小松 幸子 助川 忠弘 鈴木 清丞 林 紗絵子 古川 隆史
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長（小貫省三） 市民生活部長（中山浩二） 次長兼保険年金課長（谷口恵子） 市民課長（石田 清） 環境部長（永塚洋一） 次長兼環境政策課長（鈴木茂美） 廃棄物政策課長（原 晃一） 廃棄物政策課清掃施設整備室長（太田 聡） 環境サービス課長（小池久美子） 北部クリーンセンター所長（前田典彦） 水道事業管理者（成嶋正俊） その他関係職員

午後 1時04分開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後に行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属名と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いを申し上げます。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第5・第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう御協力いただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところがございます。この点を考慮し、質疑につきましても簡潔に行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案第23号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第24号、令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第26号、令和3年度柏市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についての3議案を一括して議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、まず粗大ごみ収集運搬業務委託に係る債務負担支払いのところからお願いいたします。令和4年度から8年度の5年間の限度額が1億2,280万円ということで、現在の粗大ごみ収集運搬業務委託の委託料が、5年間で8,139万円だった

んですけれど、ここから大きく金額を増やしています。粗大ごみの収集運搬の件数が増えているということなんですけれど、この状況についてお示してください。

○環境サービス課長 収集点数が増えた経緯についてでございますが、こちら今までの現契約では1万8,500点を上限としておりました。しかしながら、昨年度のコロナ禍の状況で粗大ごみの排出が増えまして、ピーク時の設定を2万5,000点とさせていただいたことが大きいものでございます。令和2年度の実績では、約2万3,000点弱という実績がございますので、いずれにせよこの点数の増加というのが大きな理由でございます。以上です。

○林 粗大ごみの件数が増えている要因としては、人口増と、あとコロナがメインになるんでしょうか、どういう状況で粗大ごみが増えているのか、お示してください。

○環境サービス課長 人口増についても計上しております。そのほかに突発として、やはり今までの点数から大幅に去年、あと今年が増えたというところが大きなところでございます。その要因としては、家にいる時間が増えて、ごみを出すというような状況が大きいかと思えます。全国的にも家庭ごみもそうですけれども、粗大ごみも増えていると聞いております。以上です。

○林 分かりました。今後は、多少減っていく予測って聞いているんですけれど、この理由についてお示してください。

○環境サービス課長 通常の人口増から検出いたしますと、令和8年度には2万1,000点というような予測を立ててございます。ただ、このコロナ禍が来年度落ち着くかという、まだそこも分からない部分がございますので、来年度2万5,000点として、そこから令和8年度まで徐々に、緩やかに減っていくものと予測をさせていただきました。ただ、これも上限ということですので、いろいろ変動があるかとは思いますが、予測でございます。以上です。

○林 実際の決算額は、実際の件数によるものと考えていいんでしょうか。

○環境サービス課長 こちら今回の社会的な状況で、いきなりこう増えたというような状況も踏まえまして、今までは総価契約として、上限を1万8,500点としておりましたが、今回の契約につきましては、受付システム等の部分につきましては総価契約の固定費として、収集部門につきましては、今回の状況も踏まえまして、収集件数による単価契約を考えております。以上です。

○林 ありがとうございます。プロポーザルで選定ということなんですけれど、このスケジュールについてお示してください。

○環境サービス課長 この補正予算が成立後、プロポーザルの募集をいたしまして、11月には選定をさせていただく予定でございます。実際の契約は来年度の4月からとなります。その前に契約のほうを終えたいと思っております。以上です。

○林 プロポーザルで重視する項目はなんですか。

○環境サービス課長 プロポーザルにする理由についてですが、競争入札による価格要素だけではなくて、業務遂行の適格性を有する事業者を広く求めまして、この業務に対して反映させることで、市民サービスの向上が期待できる、民間事業者の

持つこのノウハウや、創意工夫の手法など企画提案をしていただきまして、その上で価格要素も含めた総合的な判断で業者を選定するためでございます。以上です。

○林 分かりました。それでは、続きまして、北部クリーンセンター運転管理委託の継続費の追加について伺います。じんかい処理施設管理運営事業の委託費なんですけれど、令和2年度の決算金額が11億1,142万円、令和3年度の予算も11億5,419万円だったと思うんです。今回出されているのが、令和4年度が11億円で、令和5年度が9億円って、少し減っているんですけれど、この9億円にちょっと減らしているところは何でなんでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 今委員さんおっしゃった、令和3年の11億超える決算額でございますが、これは内訳といたしまして、運転管理委託がざっと8億5,400万、そのほかに灰出しの経費とかもろもろございまして、総額11億となっておりますので、こちら議案で出ささせていただいた運転管理の委託経費としては、大体8億5,400万円でございます。今回の継続費で20億円上程させていただいたところでございますが、内訳といたしまして、通常の運転管理費が4年度、5年度で9億円、9億円、これとは別途2億円の突発修善費、緊急対応費として2億円上乘せして計上させていただいております。この2億円について、4年度年割が2億足されておりますが、これ仮に4年度使用せずに済んだ場合、遞次繰越しで、引き続き令和5年度でも2億円突発修善費として計上させていただければと、そういう考えで今回予算をお願いしているところでございます。以上です。

○林 分かりました。そうすると、今年度の予算は、もともと8億円ということで、ということは増えているという理解でよろしいのでしょうか。

○北部クリーンセンター所長 今年度は大体8億5,000万円で、それから約5,000万円の増加を見込んでおります。以上です。

○林 その理由をお示してください。

○北部クリーンセンター所長 主にこちら平成20年度から令和3年度までの14年間の長期責任委託で、大体年間8億5,000万でやってきたところでございますが、昨今の人件費の増加、それから老朽化に伴う維持管理費、点検費等の増嵩、それから薬剤費等の増嵩、それらを含めまして今5,000万ほどの増を見込んでおります。以上です。

○林 それでは、長寿命化工事の計画策定業者が最近選定されたと聞いたんですけれど、これは当初予算見て、長期責任アドバイザー委託1,330万円と書いてあるもの、これで合っていますか。

○廃棄物政策課清掃施設整備室長 そのとおりです。

○林 この計画策定業者選定の状況についてお示してください。

○廃棄物政策課清掃施設整備室長 この長寿命化アドバイザーの委託につきましては、次期の事業者を選定するための事業手法の検討と、長寿命化工事の内容の精査、実際の事業者の選定と契約手続について、令和5年度までかけて実施していく委託になります。以上です。

○林 分かりました。ということは、長寿命化工事の内容というのは、まだあまり決まっていないことではないと思うんですけど、ただ長寿命化工事中も完全に休止するわけではないって聞いています。現段階では、その長寿命化工事中の運転についてはどのように考えているのか、既に決まっているところがあればお示してください。

○廃棄物政策課清掃施設整備室長 長寿命化の工事は、令和6年から8年にかけて行う予定です。基本的には、焼却を止めずに3つある焼却炉ごとの、それぞれごとの改修になります。一部共通系の設備改修のときには、工場の稼働を停止する場合も想定されております。その場合においても、南部クリーンセンターで処理を検討するなど、できる限り市民生活への影響が出ないように検討してまいります。以上です。

○林 分かりました。運転をできる限り継続しながら長寿命化工事って、これ結構大変なことだと思うんです。でも、それでもやはり建替えよりはコストが抑えられるというふうに聞いているんですけど、この長寿命化工事についての本市の財政負担、このところちょっとお示してください。

○廃棄物政策課清掃施設整備室長 長寿命化工事では、ごみの焼却施設について90億程度、粗大ごみ処理施設で20億程度、合計で110億程度の事業費が見込まれております。そのうち補助金が2分の1、もしくは3分の1、残り起債等活用しながら、一般財源は9億から10億程度で今のところ検討しております。以上です。

○林 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、戸籍情報システムデータ作成委託に係る債務負担支払いについて伺います。現在の委託金額が3,237万円なんですけれども、限度額が少し増額されています。この理由をお示してください。

○市民課長 今回こちらの委託については、新規での事業をお願いする予定でございまして、それに伴って増額をさせていただいております。以上です。

○林 その新規の部分についてお示してください。

○市民課長 3つほどございまして、1つ目が戸籍届書の郵送分処理業務ということで、年間約5,000件、それから戸籍公用請求書の出力、これは帳票出力なんですけれども、こちらが年間300件、それから戸籍届書等の発送業務ということで、本籍地への帳票類の送付等、そこの準備なんですけれども、切手の貼付ですとか書類の封詰めですとか、そういったところの業務約9,000件ということで、そういった新しいものを予定しております。以上です。

○林 分かりました。議決後すぐに指名競争入札で事業者を決めると聞いているんですけど、この指名競争入札に決めた経緯をお示してください。

○市民課長 指名競争入札についてなんですけれども、戸籍届出書の入力業務の実績があるところを一つの要件としておりまして、実際に実績のある事業者が全国的にもそう多くないということと、あとこれまでに自治体での実績のある事業者を指名することで一定の成果物が見込めること、あと信用性が担保できるのではないかと

いうこと、それから3点目として、基本的な委託業務なんですけれど、こちら情報入力業務となることから、競争入札方式でも問題なく業者選定ができるものと考えて、今回指名競争入札としたものです。以上です。

○林 分かりました。それでは、続きまして、マイナンバーカードの交付関連事業について伺います。まず、現在のマイナンバーカード交付枚数をお示してください。

○市民課長 8月1日現在総務省のホームページで示されている数字になるんですけど、交付累計数ということで、柏市の分は16万718枚ということで、交付率、これが3年の1月1日時点での住民基本台帳に基づく柏市の人口に基づいての率なんですけれど、37.5%ということで示しております。以上です。

○林 交付円滑化計画で言えば、現在目標枚数というのは何枚で、目標の交付率は何%なんですか。

○市民課長 柏市として、交付枚数ということで、国のほうにちょっと予定数ということで示させていただいているのが、8月末時点で50.1%ということで、交付枚数は、予想数字なんですけれど、これが令和2年の9月に予測を立てているところなんですけど、この見込みで21万2,962枚ということで報告しております。以上です。

○林 そうなると、予測の計画数に届いていないという理解でよろしいですね。地方公共団体情報システム機構への交付金というのは、令和2年度の決算額で幾らか分かりますか。

○市民課長 こちらJ-LISのほうにお出ししています交付金なんですけれど、実績額が1億8,165万1,000円になります。以上です。

○林 今年度の当初予算を見ると、交付金は1億493万円だと思うんですけど、これでよろしいですか。

○市民課長 こちら当初の予算で1億492万3,000円になります。以上です。

○林 そうすると、今回の増額と合わせると幾らになりますか。

○市民課長 合計で1億5,357万7,000円になります。以上です。

○林 そうなると、目標の枚数に届いていなくて、率も届いていなくて、交付金の増額金額というのは、どのような算定で決められた額なのかというのが分からないんですけど、ここをお示しいただけますか。

○市民課長 こちらの金額については、実際には柏市では積算しておらず、J-LISのほうから示された交付金の見込額を算定しております。こちらについて、当初示された金額、個人番号カード交付事業費補助金に関わる政府予算額を基にして、全国市区町村の人口から柏市の人口割合で案分した額ということで、当初1億492万3,000円が示されておりました。その後に補助金の計算額の基になる政府予算額について、令和2年度第3次補正予算額を含む額として基になる金額が増額されたもので、それによる人口案分で最終的に1億5,357万7,000円が示されまして、その差額として4,865万4,000円を今回補正予算として上程させていただいたものになります。以上です。

○林 そうすると、やはりこれまでと同じように、令和元年度決算でも申し上げた

んですけれど、個人番号関連事務交付金を年度途中で今回のように増額補正して、結局年度末に多額の不用額が発生するような形になるんじゃないかと思います。目標に、現時点では届いていないので。これは、好ましくないんじゃないかと指摘しているんです。令和2年度の決算状況でも、やはり不用額になった感じですか。

○市民課長 不用額として1億1,819万3,000円ということで計上させていただいております。以上です。

○林 分かりました。事前に今回率、届いていないとはいえ、昨年からマイナンバーカードの申込数が大幅に増えていると思います。これの要因となったのがマイナポイントの申込みだと思うんですけれど、柏市ではマイナポイントの申込数というのは把握していないということなんです。国で見たところ、9月9日現在でマイナンバーカードをつくった方の約半数、49.4%の方がIDを設定して、そのうちの96.6%の方がマイナポイントを申し込んでいるという状況になっています。この方たち、2021年の4月までにマイナンバーカードつくった方が、12月までの買物とかチャージで上限5,000円のポイントを受け取ることができるというふうな制度設計になっているんですけれど、このマイナポイントは景気の落ち込みへの対策を、このマイナンバーカードの普及促進にひもづけた事業なんですね。キャッシュレス決済を利用していない低所得者も負担している税が消費の多い富裕層に還元されることもあって、逆進性を強めるという意味で指摘されています。市内でもキャッシュレスに対応できない点が多いので、私はやはり公平性に欠ける制度だと思いますし、ここに国費が2,000億円以上投じられているということで、今回の増額については後々多分不用額となってきて、もったいないということにはならないと思うんですけれど、でもこの財政運営もあまりよくないと思いますし、問題だらけのマイナンバー制度自体を容認するということは、やはりできませんので、ここで表明しておきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の補正予算と後期高齢者医療事業特別会計の補正予算、窓口の業務委託に係る債務負担行為の設定が両方とも出てきて、これは一緒に考えている事業だということなので、一括で伺います。両方の窓口等業務委託に係る債務負担行為の設定が、今回の限度額だと合わせて3か年で3億3,390万円になるんです。平成31年度から今年度までの3か年だと、予算が2億7,768万円、実績は2億8,968万円と伺っていますので、この限度額がちょっと増額しているこの理由についてお示しいただけますか。

○次長兼保険年金課長 この増額分約4,400万円に関しましては、3年間における人件費の増加率分を見込んでおります。また、事業内容として、後期高齢者のほうの入力業務等の業務の加算、拡大を予定しております。以上です。

○林 後期高齢者のところだけ拡大しているんですね。その内容をお示しいただけますか。

○次長兼保険年金課長 新しく新規追加する項目について申し上げます。まず初めに、被保険者証等の送付先の変更申請書の受領等になります。2番目に保険料返納

金内訳書の入力業務、3番目に被保険者証等の回収入力処理、4番目に75歳到達者の被保険者証等の作成業務を予定しております。以上でございます。

○林 分かりました。ありがとうございます。私からの第1区分での質疑は以上です。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 1時30分休憩

○

午後 1時34分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○鈴木 では、議案第23号、補正予算の第23号から行きたいと思います。債務負担行為の追加ですけれども、先ほど林議員からも質問が出ましたので、大体分かるところですが、この納税促進センター及び税証明窓口業務委託、年間にすると8,187万円ぐらいになると思いますが、簡単にこの業務内容をお示してください。（「総務部所管になります」と呼ぶ者あり）

○委員長 総務部所管なので、今これでは質問できませんので。（「総務部だけ、これ。また間違えちゃったよ」と呼ぶ者あり）申し訳ない。

○鈴木 ごめんなさい。間違えました。

戸籍情報システムデータ作成委託、これこちらですよね。市民課。はい。年間1,200万円、この業務内容を簡単にお示してください。

○市民課長 先ほど新規の業務を林議員のほうで答弁させていただきましたが、本来の業務、まず1点目が届出書の入力、身分事項の移記、それから2点目が戸籍の訂正、校正、追完の届出の入力、3点目が新戸籍編成に伴う附票の作成、4点目が届出書、謄本及び添付書類の作成、5番目が人口動態調査票の作成、6点目が先ほど申し上げました戸籍届出書郵送分処理業務、7点目が送達確認はがきの入力、8点目が火葬許可証の作成、9点目、戸籍公用請求書出力、先ほど新規でお伝えさせていただいたものになります。それから、10点目が戸籍届出書等発送業務、こちらも新規の業務になります。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。たくさんの業務があるというのは分かったんですが、これ何名ぐらいを想定されているんでしょうか。

○市民課長 現状常時2名の体制で委託をしております、人数のほうは、こちらからは指定していないんですけれども、2名体制で行っております、次回の委託についてもほぼ同様の体制で進められるものというふうに想定しております。以上です。

○鈴木 業務委託ですから、特に人数は限ってはいないと。けれども、一応2名の体制ではないかということなんですか。席は2名分つくということなんですか、3名来るときもあるということなんですか、これは。

○市民課長 現状では端末も2台で委託業務で作業しておりますので、常時2名が

出勤する形を現状では想定しております。以上です。

○鈴木 では、2名を想定ということですが、そうするとさっき新規で多少の業務が追加したということですが、その業務を追加しても人の人数は変わらないということでしょうか。

○市民課長 現状付随している業務ということで、こちらもちよっと明確化させていただく形でやらせていただいておりますんで、作業量もそれほど件数の割には時間数かからないと思いますんで、2名でも十分こなせる量になると想定しております。以上です。

○鈴木 業務量増えても2名は変わらないぐらいでいけるということですが、そうすると、この2名の人というのは、時間契約ではないわけですから、途中で帰ってもいいということなんですか。

○市民課長 委託契約になりますんで、委託事業者さんの考え方によっては、作業が終われば1日いなくても終了となる場合もあるのかなと思います。以上です。

○鈴木 今までもそういったことってあるんでしょうか。

○市民課長 届出書の届くのが、大体5時15分まで窓口開けていますんで、5時まで届きますんで、大体その日のうちに入力をお願いしておりますんで、大体1日勤務していただくことにはなろうかと思います。以上です。

○鈴木 分かりました。この業務の委託する必要性に関して、これ内部でやるだけか、職員でやるとかということではなくて、外部で委託しているポイントは何でしょうか。

○市民課長 こちらの委託についてなんですけれど、入力業務を委託することによって、担当職員が窓口や問合せ、あと職員の判断を要するような、市民課の場合は事件というんですけれど、要するに事件や窓口審査等に専念する時間を避けることができると専念できるということで、効果はあるものと思っております。以上です。

○鈴木 では、この職員でやった、職員で実施したときのメリットとかデメリットというのはどんなことがあるんでしょうか。今メリットはあったと思うんですが。

○市民課長 たしか職員が入力することによって、戸籍の入力における知識については、当然いろいろな場合のものを受け付ける入力というところで知識も高まると思いますんで、そういったところの面では、自分たちでやったほうが入力のスキル等は高まるのかなと思っております。以上です。

○鈴木 これ会計年度任用職員ではなくて、業務委託している必要性に関して、その理由をお示しく下さい。

○市民課長 委託業者に委託業務で行うことによって、ある程度一定のスキルを持った方を派遣いただける、こちらに業務に従事していただけるということで、会計年度任用職員ですと、やはりその方の都合によっては途中退社とか、そういったところもあるもので、そういった場合に、次の方を育てなければいけないという必要性も生じてきますんで、委託による効果はあるものと思っております。以上です。

○鈴木 では、その会計年度任用職員と、それから委託の場合の金額の相違という

のはどれぐらいなんですか。

○市民課長 会計年度任用職員ですと、賃金のほうも一般職員よりも、一般事務職よりも高いぐらいの賃金になるかと思えます。ちょっと細かい賃金差までは確認はしていないんですけど、少し賃金差は出てくるのかなとは思っております。以上です。

○鈴木 委託したときが、今回が年間1,200万円ですよ。ということは、月で割ると、2人の対応だということは、1人頭50万円になるのかなと思うんです。その50万円と、会計年度任用職員で実施した場合の差ってどれぐらいなんですか。

○市民課長 大体、もし会計年度任用職員の採用となると、フル勤務ということになると、20万から30万ぐらいが想定されるのかなと思えますんで、賃金単価にもよるかとは思いますが、それぐらいの差は出てくるのかなと思っております。以上です。

○鈴木 会計年度任用職員でやった場合には、月額で20万円ぐらい安くなるんじゃないかということですよ。それが2人ですと月額で40万円、年間で480万円ぐらいは安くなるんじゃないかという想定でよろしいでしょうか。

○市民課長 そのとおりです。

○鈴木 それにもかかわらず委託にするというところのメリットを感じないんですが、何か。

○市民生活部長 先ほどの賃金単価の話なんですけれども、1人当たり50万、委託の場合50万ということでは、実際にその雇用された方に50万行くということではないんだと思うんですね。やはり会社の管理経費とかあります。あと、我々会計年度任用職員雇用した場合にも、我々職員が管理する経費、こういうものもございまして、一概に賃金単価だけでは比べられないのかなというふうには考えてございませぬ。以上です。

○鈴木 それはよく分かっているんですが、そういうことを考えてでも委託をしたほうが良いという結論をしたのかどうか、十分計算をしたのかなというのが、ちょっと疑問に感じておるんですが、いかがでしょうか。

○市民課長 やはりこの入力業務については、戸籍関係の入力業務ということで、戸籍情報を、特に漢字等も異体字ということで難しい、読み込まなければいけない漢字等使われた場合のデータ入力なんかもあったりしますんで、そのところの専門性等もある程度必要になるものですから、一般に募集かけて、会計年度任用職員を募集できるというものでもないのかなと思っております。以上です。

○鈴木 はい、疑問が全部消えてはおりませんが、ありがとうございました。

では、次に行きます。粗大ごみの収集の件ですが、先ほど総価契約ではなくて単価契約に今回するというふうに話が出ておりますが、単価契約にした場合のその単価は幾らで算出されているのでしょうか。

○環境サービス課長 全部単価ではなくて、総価と単価を組み合わせる形になります。単価契約の部分は収集に関する部門になりまして、今のところ単価は966円とい

うものを想定しております。根拠につきましては、収集に係る費用割る5年間と、その年間件数、今回件数とさせていただきます、それで割ったものになっております。以上です。

○鈴木 たしか粗大ごみは、粗大ごみを出した利用者さんというか、市民に対してお金を集めていると思うんですが、その金額は幾らになりますでしょうか。

○環境サービス課長 今1,000円と消費税になりますので、1点1,100円でございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。それと、その966円だという話ですが、これ前年度、R2年度の実績って見ると、割り戻して単価というか、総価契約でやっているから出てはいないとは思いますが、結果的には幾らぐらいの単価になっているのでしょうか。

○環境サービス課長 少々お待ちください。総価契約の場合、現在ですけれども、大体1点当たり788円となっております。以上です。

○鈴木 実績ベースでいうと788円、今回上限額で出してきたところは966円、180円ぐらい高い形の、これで決まったわけじゃないですから、限度額ですもんね。で出しているということですね。大分上がっているような気がします。あと車両、これ何台を想定しているのでしょうか。

○環境サービス課長 車両につきましては、こちらは1.25台を想定しております。以上です。

○鈴木 通常が1台でやっていて、混んできたときというか、粗大ごみの申込みが多かったときには2台にするだとか、そういう調整はやるということなんでしょうか。

○環境サービス課長 こちら計算上でございます。1台で2名で収集をするんですけれども、このところ件数も増えておりますし、今までもそうなんですけれども、1台では全部回り切れない部分を割り出しまして、1.25台とさせていただいております。以上です。

○鈴木 分かりました。ありがとうございました。

次に、国保と後期高齢者医療のほうでお伺いします。こちらの業務委託の簡単な内容を御説明ください。

○次長兼保険年金課長 大まかな業務内容になりますが、窓口の業務に関すること、入力業務に関すること、あと滞納されている方へのお電話での御案内というコールセンターの運営、あとマニュアル及びFAQ等の作成業務になります。以上でございます。

○鈴木 人数は、何人ぐらいを予定しているのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 人数、具体的人数の想定はしておりませんで、こちらで示しました内容を円滑に安定的にやっていただければ、具体的な人数の縛りはございません。ただ、実際今年度の業務委託は、フルタイム、パートタイム合わせておおよそ30名ほどで業務を運営してくれているようです。以上でございます。

○鈴木 これ実際には、この後期高齢者と、それから国保って、一緒に何かやられているんですかね。分かっているんですか、中では。

○次長兼保険年金課長 後期高齢者と国民健康保険制度は、制度そのものが別々ですので、別の業務となります。以上でございます。

○鈴木 分かりました。あとこれも会計年度任用職員でやった場合と、業務委託した場合の違いというのは、どう計算されているのでしょうか。

○次長兼保険年金課長 会計年度職員で業務を遂行した場合ですけれども、実際、現在も会計年度職員には職員の事務補助的なものは依頼しております。現在業務委託で依頼しているものを会計年度職員に置き換えますと、その労務管理ですとか人材育成、その他ローテーションですとか、いろんなことを総合的に考えますと、人数だけで換算できないものと考えております。ですので、業務委託のメリットは感じております。以上でございます。

○鈴木 確かに30名ぐらいの規模の業務委託するんだと、それを会計年度任用職員にすると、管理する人が何人か必要になるなという気はします。けれども、総額的に計算したときにどれぐらいの違いがあるかというのは、しっかり計算をして、これは会計年度任用職員がいいとか、こっち側は業務委託でいこうやとかというのははっきり計算をして、ぜひやっていただきたいと思うんですが、今もやられているんですよね、一応。

○次長兼保険年金課長 おっしゃるとおり、今業務の内容によって業務委託に出すものと、会計年度職員に依頼するものと明確に分けております。以上でございます。

○鈴木 今回これは契約は入札ですか、プロポーザルですか。

○次長兼保険年金課長 プロポーザルを予定しております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

○日下 それでは、まずマイナンバーカードの交付関連事業についてなんですけれども、今回J-LISに、国からの補助金を活用してJ-LISに移行すると、私ちょっとさっきの林さんの説明よく分かんなかったんですけど、私の理解では、国から下りてきた補助金をそのままJ-LISに請求された金額を納めるのかなというふうに理解してたんですけど、そうじゃないんですか。

○市民課長 そのとおりです。

○日下 分かりました。マイナンバーカードについては、私もこの間市民環境委員会続けていますので、いろいろ問題点なんか指摘してきたわけですけども、そもそも税や社会保障に使うでスタートしたこの制度が、保険証ですとか、それから免許証ですとか、銀行にも使われるという流れになってきて、本当に日本のマイナンバー制度ってどこに向かうんだろうかって思うわけなんですよ。前の委員会のときにも、ちょっと私諸外国の例を紹介したんですけどね、EUなどはいろいろ制限ありまして、国によっては個人情報に反するというので、法律的にもこの制度を制限かけているところもありますし、そういう点で、一番典型的なのは顔認証で、も

う全て国家が個人の情報を集約するという、典型的なのは中国だと思うんですけども、そういう方向にもしかしたら日本は向かっているんじゃないかって、そういう危惧がありまして、その点では非常にマイナンバーカードについても、デジタル庁についても、非常に危機感を感じているものです。今ちょっとこれ国保の方もいらっしゃると思うので、お聞きしたいんですけども、今健康保険にもマイナンバーを使うということで、なかなか困難があつて、10月までこれが延期されたということになったわけですけども、この状況って分かりますか。

○次長兼保険年金課長 保険証とマイナンバーカードの連携につきましては、周知については、国のほうから通知は来ております。以上でございます。

○日下 実際に10月から始まるんですか。

○次長兼保険年金課長 10月の連携に向けて周知をしているところでございます。

○日下 医療機関の準備というのはどのくらいまで進んでいるかお分かりですか。

○市民課長 厚労省のホームページで確認しましたところ、柏市で10月からということで、医療機関としては2機関が導入を開始する予定の方向で示されております。あと、1者のほうは6月14日からということで、プレ運用ということで、こちら国立がんセンターなんですけれども、6月14日からプレ運用ということで開始しているという情報が出ております。あと調剤薬局についても、2021年の3月ぐらいから順次敷者なんですけれども、プレ運用ということで開始しているということで、厚労省のホームページから情報は出ております。以上です。

○日下 そうすると、ほんの僅かだけれども、10月からスタートさせる医療機関があるということなんですね。

○市民課長 そのように認識しております。以上です。

○日下 全体としては、なかなか受入れは困難ではないかなと。コロナもありまして。そもそも、これ柏に聞いてもどうなのかなと思うんですけども、何でその保険証までマイナンバーカード活用するのかなって思うんですけども、今の保険証で全然問題ないと思うんですが、何のために保険証までマイナンバー使うんですかね。

○次長兼保険年金課長 厚労省からの通知によりますと、保険証としてマイナンバーと連携することのメリットとして、例えばなんですけど、就職や転職、引っ越しをしてもマイナンバーカードの連携でずっと使うことができますとか、あとは直接うちのほうの業務と関係するところだと、特定健診の結果だとかを、マイナンバーカード、マイナポータルを通して確認することができたりとか、あと高額療養する場合に、限度額の適用認定証をお持ちでなくても、マイナポータルを通して手続きさえしていただければ、医療機関での支払いが免除されるとか、そういったメリットを聞いております。以上でございます。

○日下 今の保険証で全然問題ないんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり個人の使っている薬ですとか、個人の医療の中身そのものを求めているところが多分あるからなんだろうなというふうに思います。

次に、戸籍情報システムデータ作成委託については質問があって、業務内容は分かったんですけど、この今報告された10の業務内容ですけども、個人情報満載で、個人情報ぎっしりで、この個人情報の守秘義務というのはどのように担保されるんでしょうか。

○市民課長 当然契約上で守秘義務徹底するということで、契約上うたっていきます。あと、また業務に当たるものについては、そこら辺の誓約書というものを提出させて担保する予定であります。以上です。

○日下 先ほど質問の中で、市の職員にできない業務なのかという、そういった趣旨の質問があって、担当職員が窓口に専念できるということを挙げておられましたけれども、さっき会計年度の職員と、この民間委託の場合を比較して、民間に委託すれば知識が民間の委託によって、民間の事業者が高まるというふうにおっしゃるんですけども、これこそ市の職員がやれば、市の職員にスキルがつくのであって、この事業なぜあえて民間に委託するのかということなんですよね。鈴木さんは、会計年度と比較して、会計年度のほうが安いんじゃないかとおっしゃるけど、私はちょっと違うんですね。やっぱり公務員というのは、こういうスキルを高めていく、それが現実には賃金にも反映されて、経験が積みば積むほど賃金も上げていくという、そういうかつてはみんなそうだったわけですよ。そういう当たり前の賃金の保障というのが、公務でも、こういう地方自治体でも安ければいいということで、そういうところにどんどん、どんどん民間委託が広がってきたというのが、いわゆる今問題になっている新自由主義の象徴であって、やっぱりこれからこういう方向というのは変えていかないと、悪循環というか、市役所が不安定雇用生んでいるわけですよ、実際は。だから、今回この委員会にそういう業務委託の議案がたくさん出ているんですけども、これは全体として、これからのやっぱり重要な課題になるんじゃないかなと思います。

粗大ごみ収集運搬業務委託なんですけれども……

○委員長 日下委員、ここで暫時休憩したいと思います。

午後 2時01分休憩

○

午後 2時06分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○日下 じゃ、続きますが、粗大ごみの収集運搬業務委託について、細かいことはお二人から質問ありましたので、今収集業務の民間委託が始まって、もう随分たつと思うんですけど、もともとは直営でやっていたわけでありまして、清掃事業の民間委託というのは、今どこまで来ているんですか、今直営は何人今いるんでしょうか。直接雇用。

○廃棄物政策課長 収集業務の委託につきましては、現状におきまして収集体制、家庭系のごみになりますけれども、これにつきましては、8班体制になります。

8班のうち5班分を委託しております。以上でございます。

○日下 直営は、今何人ぐらい残っていらっしゃるんですか。直接雇用。

○廃棄物政策課長 令和3年度時点での現業職員数は、南北合計で54名となっております。以上です。

○日下 これまでも、本来私はこういう事業も、本来的に民間委託するというのは、そこでなければできない専門的な分野について委託するというのが基本だと思うんですよ。直接市の仕事については、直接雇用が原則だというふうに思うわけで、特にこれから防災ですとか、ごみの収集が突然必要になってくる場合なんか大いに出てくるわけで、そういう点では、少なくとも一定数の職員は守るべきではないかというふうに思いますし、そもそもこういう委託の流れについては賛成はできないという立場です。

それから、最後に国保と後期高齢者の窓口業務なんですけれども、市がやるべき仕事を、皆さんも窓口行って分かると思いますけれども、囲いをつくって、そこに民間委託して、民間委託は、直接職員に指示はできませんので、その民間の主任ですとかチーフに指示をしてってという、そういう系統で業務が遂行するというのが原則というか、こういうことですから、囲いをつくって、その中で業務やっているわけなんですけれども、これ自体が非常に異常だなというふうに思うわけですよ。そこで、伺いたいと思いますが、現在それぞれ委託している企業はどのような企業ですか。企業名教えてください。

○次長兼保険年金課長 国保の事業と後期高齢者の事業は一括で契約をしております。パーソルテンプスタッフ株式会社となります。

○日下 両方とも同じ。

○次長兼保険年金課長 1本の契約となります。後期高齢者分と国保事業、国民健康保険事業を両方まとめて1つの契約としております。

○日下 じゃ、その仕事を指示はできないわけですから、柏市は国保と後期高齢者のチーフにそれぞれいろいろ指示を出すわけですか。

○次長兼保険年金課長 それぞれ分けてというよりは、総括責任者と業務管理責任者がおまして、スタッフを国保事業を、後期高齢者事業それぞれに分割して配置しているのではなくて、業務量だとか、お客様の増減だとか、そういったところに柔軟に対応できるように配置をしてもらっております。以上です。

○日下 じゃ、2つの事業の頭はお一人ですか。

○次長兼保険年金課長 はい、おっしゃるとおりです。

○日下 分かる範囲でいいんですけども、この間の、3年置きの契約ですよ。これまでの契約した企業名が分かれば教えてください。

○次長兼保険年金課長 平成23年度から業務委託をしておりますけれども、当該業者がプロポーザルで選考されております。同じ業者が選考されております。以上でございます。

○日下 平成23年から同じ業者ということですね。これは入札で変わることも当然

ながらあるわけですね。これは人材派遣会社ですか。

○次長兼保険年金課長 人材派遣も含めた総合的な会社と認識しております。

○日下 そうすると、この会社はほかのところにも違った部門の人材を送っているという会社ということですか。

○次長兼保険年金課長 おっしゃるとおりに理解しております。以上でございます。

○日下 人材派遣会社だと思うんです。そういう人材派遣会社に地方自治体が人をくれて、それでそこで働かせるというのはいかがなものかなと思いますよね。さっき税のところでも民間、会計年度じゃなくて、民間に委託したほうがスキルが高まるんだっておっしゃいましたけど、そもそも3年置きに入札するわけで、そもそもそういう競争でもって入札をしていくわけですから、スキルなんて高まるはずがないわけです。そういう点からいっても、非常に委託にしても、指定管理者制度というの、これも問題なんですけどね、こういう流れというのを、やっぱりそろそろ地方自治体も根本的に改めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○古川 私は、民間委託賛成の立場で質疑をいたします。まず一つ、例えば戸籍のほうなんですけど、市民課長。このデータ入力の部分で、私は障害者優先調達推進法の趣旨に従って、そういう部分でやはりスキルがある方たくさんいらっしゃるの、そういう切り口で私は外部委託をするという方法がないのかなというふうに思うんですが、その辺の検討はされていますか。

○市民課長 今回の契約、指名競争入札に当たっては、先ほどちょっと申し上げましたように、各自治体で実績のある事業者ということで指名させていただいておりますので、その中で障害者雇用についても前向きに動いている会社があるかどうか、ちょっとまだ認識できていないんですけれど、一応今回の場合は各自治体での実績のある会社ということで指名競争入札を予定しております。以上です。

○古川 専門性が必要だという話だったんですが、いろいろ入力の部分で、特に障害があってもかなりデータ入力すごい得意という方もいらっしゃって、これだけ工賃が上がらない中で、私は自治体のこういうデータ入力作業というのは、一つの大きな可能性を感じているんですよ。それで、大体年度の予算を組む前に、障害福祉課のほうから障害者優先調達推進法の趣旨に従って、何か皆さん出すものはありませんかという多分照会が来ていると思うんです。谷口さんにも聞きます。その際にどういう検討をして、どういう理由からできないというふうなお話をされているのかをちょっと教えてほしい。

○市民課長 今回の契約に当たってまず重要視したのが正確性ということで、確かに障害者の方、非常にこだわりが強いということで、その特性を生かして入力業務にたけている方、当然いらっしゃると思いますし、私も障害福祉課のほうに在籍したこともあるので、そういう認識ではおるんですけれど、今回はやはり実績の、各自治体で実績のある会社ということで、そこで戸籍誤りがあったはずというこ

ともありまして、そういう実績、各自治体での実績を重視した事業者のほうで指名競争入札ということで予定させていただいたというところでございます。以上です。

○委員長 谷口課長からもお願いします。（「まだ石田さんに聞きたいことある」と呼ぶ者あり）

○古川 いいですか。すみません。確かに実績という話になっちゃうと、でも実績って、やらないとできないんですよ。しかも分離発注できるかどうか私分らないんだけど、真剣にやっぱり柏市としてこの問題考えていますよというところがどこまで出ているのかということ私気になるんです。いろいろ突き詰めていって、ああ、これは無理だなと、分離の発注もできない、この業務とこの業務は関連している、だから一括でやらないといけないし、実績がないところじゃないとできないなというんだったらいいですよ。本当にそうなんですかということ、私はお聞きしたいんで、また後で詳しく聞きますが、そういう趣旨ですので。じゃ、すみません、谷口課長、お願いします。

○次長兼保険年金課長 当課の業務についてでございますが、入力業務も委託をしておりますが、併せて窓口業務も委託をしております。現状の委託している業者の様子を見ますと、主業務は、例えば窓口業務をやっていると。ただ、状況に合わせて入力業務のスタッフがというか、入力業務の量が多くなれば、そちらに柔軟に人を回すとか、入力業務をやっていた職員でも、窓口が混雑してくれば、窓口のほうへ人を配置するとかというような柔軟な対応をしているため、入力業務に特化したというところがなかなか難しいのかなと。ただ、古川議員さんおっしゃられたように、将来的に、例えばその業者のほうにそういった障害者雇用を促進するような条件設定をつけるとかということは検討していける余地があるかなとは考えます。以上でございます。

○古川 次に、粗大ごみのほうなんですけれども、今件数が増えているというお話、コロナ禍という、ちょっとその辺の理由は、ちょっと私よく分からないんですが、これだけ高齢社会というところで、私ちょっとどういうふうに今この運用しているか分かんないですが、基本的に下まで持ってきてくださいという話でやっているんだと思うんですね。それがやっぱり今までも問題になっていたと思うんですが、これだけ件数が増えてきたときに、果たして、うちは集合住宅だから、どうにか台車で下までエレベーターでということができるとは思いますが、それが今どういう状況なのかというのは、すごく実は気になっていたんで、ちょっと関連して、この債務負担に関連して、現況を教えてくださいませんか。

○環境サービス課長 宅内収集というものを行っております、75歳以上の高齢者、あるいは障害者のみの世帯等ですと、収集員のほうが宅内まで取りに行き、粗大ごみを下ろして収集をしているという制度がございます。以上です。

○古川 ちなみに何件ぐらい利用実績があるんですか、分かりませんか。

○環境サービス課長 過去2年度ですけれども、令和元年度が宅内収集が63件、令和2年度が31件でございます。以上です。

○古川 これは今年齢とか、なるべく原理原則は下まで持ってきてくださいという多分運用しているんだと思うんですが、できたら、あんまり委託先の人のマンパワーがそれで取られちゃうんじゃないでしょうか、別に74歳と75歳で差があるとも思えないので、多少ある程度料金上乘せになるのか分かんないですけど、そこは何かあまりに、それが相当手取られるというんじゃないですよ。ただ、そこは考えていかないといけないんじゃないのかなというふうに思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○環境サービス課長 75歳以上というのを原則となっておりますので、もしいろいろ事情がございましたら考慮する場合も考えております。以上です。

○古川 まだ窓口業務、あんまりできればもうちょっと市役所まで来ないでとかということをお願いなんですけど、それはちょっとそれるから、後で聞きに行きます。よろしくをお願いします。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第23号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第24号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第25号について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。（「26です」）26号、申し訳ない。26号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。（「休憩する」と呼ぶ者あり）休憩しますか。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時24分休憩

○

午後 2時31分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を行います。

○委員長 次に、請願を審査いたします。請願第1区分、請願44号、第6次エネルギー基本計画改定に関する意見書についてを議題といたします。

本件は、意見書の提出を求めるものでありますので、特に意見があれば、これを許します。

○北村 短くお聞きしたいと思います。自然環境を生かした再生可能エネルギーは、気候変動だったり、地球環境考えた際に、とても重要で推進が必要と私は考えますけれども、ここに丸ポツの3番目にもありますけれども、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換というのを国などに求めてくれという、そういう趣旨の請願でございますが、それは私は求めることはいいと思うんですが、では地域や自治体、どういう今取組、そういう再生エネルギーを活用したそういう取組をしているのか、自然エネルギーの比率が昨年前半では23%になったなど、そういうニュースもありましたけども、お聞きしたいのは柏市におけるそういう現在の再生可能エネルギーの実施状況だったり、そういう考え方、どういうものを行っているかお示しいただければと思います。

○次長兼環境政策課長 柏市は、現在第3期柏市地球温暖化対策計画を進めております。その中の柱といたしましては、まず省エネでございます。それから創エネ、再生可能エネルギーを創っていくということです。今回3期中では、それをためるとい形ものを新たに加えて、この柱を、3本柱回るように、柏市といたしましては年間3,500万円程度でございますけれども、一定の補助金等をお出しさせていただきまして、そういったものが進めるように取り組んでおります。また、再生可能エネルギーにつきましては、柏市、市役所としての事務事業という計画が一つございまして、その中でもしっかりと柏市役所としても取り組まなければいけないというところはございまして、LED化の導入であったり、それから近くでは沼南庁舎のコージェネレーションというというようなものを入れたり、それから水道部庁舎の中でもそういったものに取り組んでいくと、そういったような形で取り組んでおります。以上です。

○北村 ありがとうございます。具体的にどういう、こういう再生可能エネルギーやっていくかというのはいろいろあると思うんです。風力とか水力、バイオマス、小水力とか、具体的に、すみません、私分かっていないので、柏市としてこういうものを具体的にやっていますというのは、何かあったりするんでしょうか。

○次長兼環境政策課長 まず、再生可能エネルギーには5つございますけれども、先般環境省が、柏市含めまして全国の再生エネルギーのポテンシャル調査というの

を実施いたしました。その中では私どもも把握しておりませんが、一つ太陽光、太陽熱、それから風力、水力、それからバイオマスというようなものがござい
ますが、柏市の中のポテンシャルとしましては、太陽光、それから太陽熱、失礼し
ました、地中熱、そういったもののポテンシャルがあると言われていたんですが、
今現在は太陽光発電を中心に取り組んでいるのが現状でございます。以上です。

○北村 了解しました。そういう太陽光パネルなどへの、すみません、これも不勉
強なんですけれども、何か補助とかって、いろいろメニューってあったりするん
でしょうか。あと加えて、再生可能エネルギーを主力電源と、どこまでできるか別
として、主力電源としていくために、どういう課題を乗り越えていく必要があるのか、
教えていただけますでしょうか。

○次長兼環境政策課長 柏市では、再生可能エネルギーを導入するために補助金の
メニューを用意してございまして、一つは今議員さんから御紹介いただきました住
宅の屋根に、基本屋根にソーラーパネルを乗っけるというものです。それから、窓
からの熱、それから暖気、寒気、両方抑えるという形での窓の修善のほうのお金
を出させていただいております。それから、その発電した電気をためるような装置、
そういったもの。それから、ガスの発電等を基にしました電力を発電できるよ
うなエネファームというのがあるんですが、その辺の導入につきまして、市としては補
助を出させていただいております。そういった再生可能エネルギーを導入して
いくときには幾つかの課題がございまして、一つは、今現在まだ再生可能エ
ネルギーにつきましては、議員さんも御存じだと思っておりますけれども、国民
からの負担に基づきまして、買取制度、再生可能エネルギーを設置して発電
した電気を国のほうが買い取る際に、国民のほうから負担を求めてそれを運
営していると、再生可能エネルギーを進めていくと、そういったような
枠組みがございまして、もともとは再生可能エネルギーが非常に安い、
低廉な価格で設置できるようなことは大変重要なことだと思っております。
その他いろいろございまして、特にその辺は、ちょっと私としては、市民
負担としては気になっているところでございます。以上です。

○北村 ありがとうございます。やっぱり政治としてこの環境問題を考えて
いく点、特に重要なんですが、あしたあさって、例えば道路を何か補修する
かのように、いきなり結果が出るわけではないし、だからこそなかなか分
かりにくいことでもあるんですけど、市民としても、なかなか1日1日の
生活をしている中で、中長期的な環境というのは考えられにくいと思
うので、やはりこの行政だったり政治というのが、そういうところを
しっかり考えて、将来の地球、柏市というのを考えていくべきだと思
っております。以上で結構です。ありがとうございます。

○林 この請願は、第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、要望事項を盛り
込むように求める意見書を採択してほしいというものなんですけれど、
この第6次エネルギー基本計画、9月3日から10月4日までパブリック
コメント実施しています。その後の改定のスケジュールというのは分
かりますでしょうか。

○次長兼環境政策課長 国のほうのスケジュールの中という前に、法律上この計画は閣議決定で決まるということになっておりますが、この閣議決定の時期につきましては、具体には経産省等のホームページでも掲載されておられません。なので、その具体の時期は分からないんですけれども、想像になりますけれども、これにつきましては、次の国のほうの会議が予定されておまして、11月までにIPCCの報告書等に基づきまして、国のほうの検討会議がございます。国際的な検討会議がございまして、そこまでに間に合わすような形で進められているのではないかと、うふうに思っておりますけれども、時期はちょっと詳細には把握していません。以上です。

○林 ありがとうございます。日本政府は、地球温暖化ガスの排出量を2030年度までに2013年度比46%削減、2050年度には実質ゼロ、カーボンニュートラルにするという目標掲げています。そのためには、2019年に地球温暖化ガスの排出量42.7%だったんです。この電力部門というところの脱炭素化というのを急速に進めることが欠かせないと私は考えています。この脱炭素化を進めるには、やはり再生可能エネルギーによる発電の比率の向上というのが大きな鍵になってくるんじゃないかと思っています。執行部は、この辺りどのようにお考えですか。

○次長兼環境政策課長 今おっしゃっていただいた、いわゆるゼロエミッション電源というところでしょうか、その割合を今回の計画でも、前回に、5次に比べまして、44から今回は59に上げていくという形になっておりますので、こういった方向を目指すというのは、先ほど柏市が目指す取組といたしましては、再生可能エネルギーも一つの大きな電源の一つを担いますので、そこが進められるようにいろんな課題を解決していくというのはありがたい話ではございますけれども、特に今回の第6次計画の中にありますのは、こういった電源構成だけではなく、いわゆる省エネ行動というところで、私どもに置き換えれば、地球温暖化対策計画を進めていくときに、どうしてもハード面での取組も大切なんですけれども、やはり市民の皆様の御理解をいただいた上で、省エネ行動という形でいろんなものを取り組んでいただくというものを併せながら進めていくというふうにこちらの計画の中に入ってございますので、そういったような取組と両方併せた形で進んでいくことを願っております。以上です。

○林 分かりました。柏市で、やはりソフト面の部分も重要ということなんですね。IPCCの特別報告書は、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える目標を達成するシナリオというのを出しています。これが2030年時点で世界の電力の48%から60%を再生可能エネルギーで供給するということを想定しています。なので、今回請願者は2030年における再生可能エネルギーによる発電割合を48%以上にしてほしいというふうに求めているんだと思うんですけれども、これは本当はもっと高い目標に向かうべきところかもしれないけれど、日本の現状では、やはりここ辺りがぎりぎりというところで、今回出しているんじゃないかなと思います。第6次エネルギー基本計画案の再生可能エネルギーによる発電割合、その国の目標というのは現状

どうなっているんでしょうか。

○次長兼環境政策課長 現在5次の目標ということによろしいんでしょうか。（「第6次の」と呼ぶ者あり）第6次の計画改定案のほうでございますが、いわゆるゼロエミッション電源のほうの再生が36から38%、原子力が20から22%、水素アンモニアが1%、合計ゼロエミッションとしては59%、それから火力発電のところにつきましてはLNG、こちらが20%、石炭が19%、石油等で2%、合わせまして41%となっております。以上です。

○委員長 ここでちょっと委員長からお願いがあります。本件は、意見書の提出を求めるものでありますので、意見があれば言う場、発表する場です。質疑は、できるだけ簡潔にお願いします。

○林 分かりました。日本で野心的な見通しとされているのが、やはり再生可能エネルギー36から38%というところなんです。これで気温上昇1.5度に抑えたとしても洪水のリスクが2倍になったりとか、サンゴ礁の7割が消失するとか、干ばつの激増とか、1.5度に抑えたとしても地球環境のリスクというのは甚大ですから、私はやはり再エネ推進というのは、柏市でも、もちろん国でも進めていかなければいけないと考えています。

あと、この請願では、国が温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策を取っているとしていますが、この第6次エネルギー基本計画案の中では、やはりこの石炭火力発電については残すような政策になっているんです。カーボンニュートラルを達成するためには、再生可能エネルギーによる発電の比率大きく高めなきゃいけない。そうすると、やはりコストが安いから石炭火力というふうに、どちらかというに向いてしまいますので、石炭火力を減らすことと再生可能エネルギーの推進というのは、両方セットで行うべきではないかと考えています。国が2050年のカーボンニュートラルの実現、決めたことですので、その実現のために私はこの請願者が求めるところはとても必要な政策だと思います。なので、皆さん反対する理由はないと思いますし、流山市議でも皆さん全会一致で採択されたというのをお聞きしていますので、ぜひ柏市議会でもこの請願に皆さん賛成していただきたいなと思います。以上です。

○鈴木 私は、この請願に対して賛成の立場で意見を述べます。今先ほど話がありました第6次の素案というやつは、36から38%というふうな、野心的だと言っておきながらそのぐらいの数字しか出ていないというところでありまして、今回請願はそれ48%までは引き上げてくださいというような請願だと思っております。じゃ、企業的にはどういうふうな企業が思っているのかというのを、ちょっとネットで調べてみたんですが、日本気候リーダーズ・パートナーシップというのが企業の中の団体であるそうで、そこの中に入っているのが、例えばアサヒグループ、イオン、佐川急便、キッコーマン、オリックス、富士通、積水ハウス、高島屋といったところが入っている企業があるんですが、そこが再生可能エネルギーの発電量を増やさなくちゃいけないということで、意見書というか、提案をしているんですが、ここ

の企業団体は50%と、2030年までに50%まで再生可能エネルギーの発電を増やすべきだというような提言も出しております。という意味では、第6次で出てきている36から38というのは低過ぎるのではないかと。最低でも48%というふうに、IPCCから出ているような数字をやっぱり入れた形での第6次の計画にするべきではないかというふうに考えております。賛成の立場で発言をしました。以上です。

○日下 私も賛成の立場なんですけれども、本当にこの問題、世界の死活的な問題で、今現在の地球の温度は産業革命前から1.1から1.2度上がっている、これが1.5度に抑えようと。ある一定の温度まで上がっちゃうと、逆戻りできないと言われてるんですよね。だからもう本当に今、特に2030年までの取組が非常に重要だと言われてます。今御意見ありましたけれども、実はうちは9月1日に危機を打開する2030戦略というのを出しまして、ほぼ請願者と同内容のものなんですけれども、ただCO₂を抑えるためには、先ほど答弁がありました省エネ、省エネと再エネなわけです。そのためには、やっぱり火力発電をゼロにするということが必要で、実は先ほど林さんからもありましたけれども、現政権はこれを維持するということになっているんですよね。今現在火力発電によるエネルギーは26%、これを19%まで温存するということなので、これやっぱり改めないで、世界が目指す2030年までの半減、50年までにゼロにする、これ達成できないわけなんですよ。だからこの請願者のおっしゃっていることは、ほぼうちが主張しているのと同じで、賛成です。実は、2番目の石炭火力発電は、2050年までに廃止すると言っているんですけれども、ちょっとこれは消極的なんじゃないかなと私なんか思いまして、うちは2030年までに廃止のめどを立てるという政策を実は掲げています。しかし、基本的に賛成の立場でございます。ぜひ意見書を提出していただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに意見はありませんか。（「日下さんの言ううちというのは、うちは……」と呼ぶ者あり）共産党さんですよ。うちというのは、共産党なのか、あなたの家なのかということです。うちというのは、だから共産党さんでしょう。（何事か呼ぶ者あり）

○桜田 第6次計画案で、先ほど目標の数値が再生可能エネルギーの数値が示されました。36から38%ということなんですけれども、請願によると、再生可能エネルギーによる発電割合は48%以上を目指すということなんですけれども、この数字については実際現実的な数字なのか、どのように考えていますでしょうか。お示してください。

○次長兼環境政策課長 これは、国の経済産業省の検討会で積み上げてきた数字でございましたが、それにプラスアルファがあったというような委員さんの御意見もありましたけれども、この36から38%というのは、私どもが知り得るのは、分科会で根拠ある積算した数字より少し上乘せされていると、そういったようなところで把握させていただいております。

○桜田 再生可能エネルギーである太陽光発電や風力発電は、天候に左右され、発電量が不安定なので、安定したエネルギーを生み出すのはまだ難しく、発電設備を

置くだけでも十分な土地も日本には足りないと思います。また、経産省によると、再生可能エネルギーによる発電が50%から100%にすると、発電コストが2倍から4倍になるという試算が出ております。実現には技術革新が不可欠であり、技術開発のコスト面でも課題が多いと思いますので、この数字に関してはもう少し精査する必要があるのではないかと考えます。こちらは意見となります。以上です。

○委員長 ほかに意見はございませんか。——なければ意見を終結いたします。
(「あります」と呼ぶ者あり)

○林 今の御意見に対して、技術革新大分進んでいます。世界では再エネのコストというのは、とても下がっているんです。ただ、日本ではなかなか石炭火力に流れがちで、再エネが進まないことがコストが下がらない一因になっていますので、ぜひここは積極的な目標を掲げてほしいなと思います。以上です。

○委員長 ほかに意見はありませんか。——なければ意見を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数でありますので、委員長裁決により、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席をされて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
調査項目を事務局に朗読いたさせます。

[事務局朗読]

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、

議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午後 2時54分閉会